

ものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」ロゴマーク取扱要領

1 趣旨

この要領は、ものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 使用目的

要綱第7条の規定により登録した法人・団体等（以下「登録者」という。）に対し、ロゴマークの使用を認め、本道のものづくり産業を担う次世代人材の育成を促進する。

なお、ロゴマークは、登録者の事業、又はそれに係る商品やサービスの品質を保証するものではない。

3 ロゴマークの仕様

別紙、ものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」ロゴマーク仕様書のとおり定める。

4 使用手続き

登録者がロゴマークを使用する場合は、自由に使用できるものとする。

なお、ロゴマークの提供データは、メールで登録者に提供するものとする。

5 使用基準

第4の規定によりデータの提供を受けた登録者は、無料でロゴマークを使用することができる。ただし、次の場合はロゴマークを使用することができない。

- (1) 北海道の信用又は品位を害する恐れがある場合
- (2) 登録者が事業、商品やサービスの品質を保証するものとして使用する場合
- (3) 登録者が特定の政治活動、宗教活動の目的に使用する場合
- (4) 登録者が自己のロゴマーク、商標として使用する場合
- (5) 法令や公序良俗に反する、又は不正に使用する場合
- (6) 登録者が登録解除届を提出した場合、又は登録取消通知を受理した場合

6 使用上の遵守事項

- (1) ロゴマークに関する著作権は北海道に帰属し、登録者は自己のロゴマーク、商標としてはならないものとする。
- (2) ロゴマークのサイズについては基本的に自由とするが、マークの仕様については変型、加工を行ってはならないものとする。
- (3) ロゴマークが、登録者が提供する商品やサービスの品質の保証として、第三者に誤認されるような表示をしてはならないものとする。

7 使用の中止

次に該当する場合は、使用の中止を求める。

- (1) 第5の使用基準、及び第6の使用上の遵守事項に違反した場合
- (2) 要綱第11条により、登録が取り消された場合

附則

この要領は、平成22年5月17日から施行する。